

令和 6 年 4 月 29 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01108

研究課題名（和文）政治的権威の正統性条件に関する基礎研究

研究課題名（英文）Political Obligation and Legitimacy

研究代表者

瀧川 裕英（Takikawa, Hirohide）

東京大学・大学院法学政治学研究科（法学部）・教授

研究者番号：50251434

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、自由で平等な社会において、政治的権威が正統性を持つための条件を検討した。その成果に基づいて、特に民主的決定の正統性条件を、手続の内在的価値に定位する手続主義と手続が産出する結果に定位する道具主義に区分した上で、検討した。こうした理論的研究が、様々な実践的問題に対して含意を持つことも同時に示した。検討した実践的問題は、例えば、多数決はくじ引きに優位しうるのなぜか、民主制が権威主義に優位しうるのなぜか、株式会社における株主総会と経営者の権限分配をどうすべきか、国家が領域管轄権を持つ根拠は何か、植民地支配が不正であるのなぜか、などである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

自由で平等である社会において、いかにして権威的關係が正当化されうるのか。この基本的な問題に対して、先行研究を精査した上で、権威を得体の知れないものとしてではなく、可能な限り合理化するような解答を与えた。

この権威論に基づいて、民主的決定の正統性についても検討を行った。単なるくじ引きと比べて多数決による決定が優れているとすればそれはなぜかを検討することで、民主的決定の正統性は一定程度結果のよさに依拠していることを示した。さらに、権威主義と比べて民主制は優位しているといえるのか、経営者による判断と比べて株主総会での民主的決定は優位しているといえるかといった重要な実践的問題に対しても検討を行った。

研究成果の概要（英文）：This research examined the conditions for the legitimacy of political authority in a free and equal society. Based on the results, this research then examined the conditions for the legitimacy of democratic decisions, particularly by distinguishing between proceduralism, which locates the legitimacy of democratic decisions in the intrinsic value of procedures, and instrumentalism, which locates it in the outcomes produced by procedures. This research also showed that such theoretical studies have implications for various practical issues. The practical issues examined include, for example, why majority rule is superior to lottery, whether democracy is superior to authoritarianism, how the general meeting of shareholders and the management in a firm should distribute authority, what is the basis for a state's territorial jurisdiction, and why colonial rule is unjust.

研究分野：法哲学

キーワード：権威 政治的権威 正統性 民主制 国家

1. 研究開始当初の背景

「法に従う義務はあるか、あるとすればその根拠は何か」という問いは、法哲学の根本的アボリアでありつづけてきた。この問題は、「遵法義務」ないし「政治的責務」と呼ばれ、現在に至るまで広く議論されている。

こうした政治的責務の問題と対になる形で議論されてきたのが、「政治的権威」の問題である。政治的権威は政治的強制力(あるいは政治権力)と対比され、強制力を用いずに人々の行動に影響を与える性質として理解されている。国家が、事実上の政治的権威のみならず正統な政治的権威を持つための条件は何であるかが、近年盛んに議論されている。

しかしながら、政治的権威の正統性という問題に関する議論状況は、実のところ極めて錯綜している。その主たる理由は、政治的権威・正統性・統治権・政治的責務・政治権力といった基本概念や、概念相互の関係について、統一的な見解が存在しないことにある。

2. 研究の目的

本研究が目指すのは、政治的権威・正統性・統治権・政治的責務・政治権力といった基礎概念を明確化した上で、政治的権威の正統性条件を検討することである。

自由で平等な人間関係を前提とした上で、権威の存在が自由や平等と矛盾せずむしろそれを促進しうるとするならば、権威はどのような条件を充足する必要があるか、という問いを設定し探究することが、本研究の主たる目的である。

こうして得られた権威論が、現代社会に対して持つ含意を検討することも、本研究の重要な目的である。

3. 研究の方法

本研究の主たる方法として、議論の論理構造を分析・検討し、絡み合った概念連関を解きほぐすことで、政治的権威・正統性・統治権・政治的責務・政治権力といった基礎概念について明確な規定を与え、それに依拠して政治的責務の正統性条件という問題を明晰に論じていくという手法を採用する。

4. 研究成果

この3年間の研究において、以下のような成果を得た。

(1) 権威が正統性を持つための条件について、ラズの権威論を検討した。その検討に基づいて、権威的判断に従うことが対象者自身の判断に従うよりも優れているという条件(優位条件)と、権威的指令が依拠する理由が権威関係に先行して存在するという条件(先行条件)が、権威の正統性には必要であることを示した。

(2) 権威の正統性論に基づいて、民主的意思決定が正統性をもちうる条件を検討した。民主制の正当化論として、民主的意思決定手続に内在する価値にその根拠を見出す手続主義と、民主的意思決定手続が産出する結果の価値に根拠を見出す道具主義が対立している。

多数決による決定とくじ引きによる決定を対比することで、両者は政治的平等の点で等価であること、そのため手続主義では民主制(多数決)の正当化論として不十分であり、手続が産出する結果の価値に根拠を見出す道具主義が重要であることを示した。

(3) 民主制の道具主義による正当化のなかで、民主制は政治的正解を発見する蓋然性が高いという認識価値に基づく正当化論の意義と限界について検討した。この議論によれば、ある事柄を決定する決定くじであれ、代表を選出する選出くじであれ、くじ引きによる決定はランダムであり認識価値を欠くとして、否定的に評価されることになる。もっとも、くじ引きには、決定におけるバイアスを排除する効果があること、多数が決定に参加せずに済むため効率的であることを、同時に示した。

(4) 民主制が手続主義ではなく道具主義によって正当化されるとすると、権威主義に対する民主制の優位は揺るがされるようにみえる。権威主義体制が産出する結果が十分によいならば、民主制と同様に権威主義も正当化されるからである。問題は結果のよさに関わるのであり、権威主

義が正統性を持つためには、人々の自由に対する権利を保障することが必要であることを示した。

(5) 道具主義による民主制の正当化は、政治的能力を欠く子どもに選挙権を与えない現在の実践と整合的であるように見える。しかしながら、政治的知識に関する経験的研究からすると子どもを政治的に排除するという現状には疑問があること、手続主義による民主制の正当化を考慮すれば子どもに選挙権を与える十分な理由があること示した。

(6) 以上のような研究成果は、国家レベルの民主制に限定されるわけではなく、国家以外の集団における民主制にも応用できる。本研究は、株式会社における株主総会に応用を試みた。経営者と一般株主の持つ情報の格差を考慮するならば、認識価値を重視する道具主義からは、株主総会ではなく経営者に決定権限を付与すべき事項が多いこと、にもかかわらず経営者の選任・解任については支配の規律という別の原理(共和主義)によって株主総会に決定権限を付与すべきであることを示した。

(7) 権威が正統性を持つ条件として、支配の縮減を目的とする共和主義の検討を行った。特に、国家による強制である刑罰の正当化について、共和主義の可能性を探究した。罪刑法定主義、刑法の謙抑性、私的刑罰の禁止といった刑法の基本原則は、通常刑罰の制約原理としてのみ理解されているが、実は刑法の基本原則の背景には共和主義が隠れており、その共和主義が刑罰の正当化根拠ともなり得ることを示した。

(8) 政治的権威の領域性について、検討を行った。国家のような政治的権威が正統性を持つのは、一定の領域内のみであると理解されている。カントの植民地論を検討することで、そのような理解には疑問の余地があることを示した。それと同時に、植民地支配が許されない複数の根拠を検討し、何が正しい状態であるかに関して権威を持つ判定者がいないがゆえに、公正な地球裁判所がない限り植民地支配は許されないことを示した。

(9) 政治的権威の領域性に関する別の論点として、国家が領域に対して持つ権利である領有権について検討を行った。国家の領有権に関する従来の議論を整理・精査した上で、国家の管轄権を正当化する論拠について検討を行い、国家の正統性の基盤には、領域に対する権利ではなく責任があることを示した。

(10) 以上のような議論の背景にある道徳の構想について検討した。いかなる条件で他人にリスクを課すことが許容されるかという問題について、社会全体の結果のよさに着目する帰結主義(費用便益分析)と、契約当事者の相互承認を基礎に置く契約主義を対比して、検討した。契約主義が道徳の本質を捉えているものの、帰結主義の発想も取り入れる必要があるという暫定的結論を示した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計12件（うち査読付論文 4件 / うち国際共著 1件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 瀧川裕英	4. 巻 18
2. 論文標題 戦後世代の戦争責任	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 東京大学法科大学院ローレビュー	6. 最初と最後の頁 152-171
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 瀧川裕英	4. 巻 137
2. 論文標題 領域への責任と国境での権利 国家の領有権の正当化論	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 国家学会雑誌	6. 最初と最後の頁 1-28
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 瀧川裕英	4. 巻 63
2. 論文標題 自由のための自由刑 共和主義の刑罰論	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Hirohide Takikawa	4. 巻 66
2. 論文標題 Free Movement and Nationality	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Japanese Yearbook of International Law	6. 最初と最後の頁 189-211
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 瀧川裕英	4. 巻 2335
2. 論文標題 株主総会の領分 現代民主政論からのアプローチ	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 旬刊商事法務	6. 最初と最後の頁 54-66
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 瀧川裕英	4. 巻 2021年7月号
2. 論文標題 3つの移動概念	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 37-42
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 瀧川裕英	4. 巻 796
2. 論文標題 世界はくじを引いている くじ引き投票制の可能性	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法と哲学	6. 最初と最後の頁 23-49
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 瀧川裕英	4. 巻 93(8)
2. 論文標題 移動と帰属を峻別せよ	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 71-75
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 瀧川裕英	4. 巻 40
2. 論文標題 カントと「正しい植民地」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法の理論	6. 最初と最後の頁 47-77
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 瀧川裕英	4. 巻 2020
2. 論文標題 自粛と権威	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法哲学年報	6. 最初と最後の頁 30-42
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 瀧川裕英	4. 巻 807
2. 論文標題 トイレと電車 公共空間におけるマイノリティ	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 14-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 瀧川裕英	4. 巻 41
2. 論文標題 植民と移民の間 高橋コメント・中山コメントへのリプライ	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法の理論	6. 最初と最後の頁 259-271
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 3件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 Hirohide Takikawa
2. 発表標題 Free Movement and Nationality
3. 学会等名 30th IVR World Congress (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 瀧川裕英
2. 発表標題 領域への責任と国境での権利
3. 学会等名 政治思想学会 (招待講演)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 瀧川裕英
2. 発表標題 自由のための自由刑
3. 学会等名 日本刑法学会 (招待講演)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 瀧川裕英
2. 発表標題 株主総会の領分 現代民主制論からのアプローチ
3. 学会等名 日本私法学会 (招待講演)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Hirohide Takikawa
2. 発表標題 Legitimate Authority: Democracy Meets Authoritarianism
3. 学会等名 2nd IVR Japan International Conference
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 瀧川 裕英、岡崎 晴輝、古田 徹也、坂井 豊貴、飯田 高	4. 発行年 2022年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 256
3. 書名 くじ引きしませんか? デモクラシーからサバイバルまで	

1. 著者名 瀧川裕英、東京大学法学部「現代と法」委員会	4. 発行年 2022年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 248
3. 書名 まだ、法学を知らない君へ	

1. 著者名 瀧川裕英、広渡清吾、大西楠テア	4. 発行年 2022年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 310
3. 書名 移動と帰属の法理論	

1. 著者名 瀧川裕英、國部克彦、後藤玲子	4. 発行年 2023年
2. 出版社 責任という倫理	5. 総ページ数 -
3. 書名 ミネルヴァ書房	

1. 著者名 飯田 高、齋藤 哲志、瀧川 裕英、松原 健太郎	4. 発行年 2023年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 462
3. 書名 リーガル・ラディカリズム	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------